令和3年6月17日 医学系部門長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学学術研究院医学系部門の研究紀要の編集及び発行に関する基本的事項について、定める。

(名称等)

- 第2条 研究紀要の名称、略称及びコード番号は、次のとおりとする。
- (1) 名称 和文 福井大学医学部研究雑誌 英文 Journal of Interdisciplinary Research of the School of Medical Sciences, University of Fukui
- (2) 略称 和文 福井大医誌 英文 J. Interdiscip. Res. Sch. Med. Sci. Univ. Fukui
- (3) コード番号 ISSN 1348-8562

(発行回数)

第3条 福井大学医学部研究雑誌(以下「福井大医誌」という。)は原則年1回発行とする。

(募集)

第4条 「福井大医誌」に掲載する研究論文の募集は、学術研究院医学系部門研究雑誌編集 委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(委員会)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 医学系部門医学領域の教授, 准教授又は講師 5名
- (2) 医学系部門看護学領域の教授,准教授又は講師 2名 なお,1号については,医学系部門医学領域の基礎医学系及び臨床医学系の教員を各 1名以上含むものとする。
- 2 前項第1号から第2号までに掲げる委員は、医学系部門長が委嘱し、その任期は2年と する。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第2号の委員の中から医学系部門長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(応募)

- 第7条 「福井大医誌」に研究論文を掲載できる者は、原則として学術研究院医学系部門 (高エネルギー医学研究センター、ライフサイエンス支援センター及び子どものこころの 発達研究センターを含む。) に所属する教員、医学系研究科に所属する大学院生及び医学 部に所属する研究生とする。その他の場合は、委員会で決定する。
- 2 応募原稿は、和文・英文のいずれでもよいが、委員会の定める「投稿規定」及び「投稿 の栞」に従って作成するものとする。
- 3 応募原稿は、委員会が指定する提出期間に委員会へ提出するものとする。 (受理及び掲載)
- 第8条 委員会は、「投稿規定」及び「投稿の栞」に照らして応募原稿の受理を決定し、編集する。
- 2 研究論文の掲載順は、次の各号の論文の種類順とする。
- (1) 総説
- (2) 原著論文
- (3) 報告
- (4) 資料

(経費)

第9条 「福井大医誌」の発行に要する経費に関する事項は、委員会が決定する。 (著作権)

第10条 投稿された論文の著作権は、「投稿規定」に基づいて処理する。 (事務)

第11条 委員会の事務は,経営企画部情報企画課において処理する。 (雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、研究雑誌編集発行に関し必要な事項は、委員会が 定める。

附則

- 1 この要項は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後,最初に任命される第5条第1項第1号から第3号に掲げる委員の任期は,第5条第2項の規定にかかわらず,令和5年3月31日までとする。

附 則(令和5年3月16日改正)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。